

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・ 区画漁業の免許(2件)	漁業振興課
・ 定置漁業及び区画漁業の免許	〃
・ 区画漁業の免許	〃
◎ 公 告	
・ 大規模小売店舗の変更事項届出	経営支援課
・ 漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧(2件)	漁業振興課
・ 砂利採取業務主任者試験の実施	監理課
◎ 公安委員会規則	
○長崎県公安委員会運営規則の一部を改正する規則	総務課

告 示

長崎県告示第474号

令和6年9月1日付けをもって次のとおり長崎県南部海区における区画漁業を免許したので公示する。
令和6年9月3日

長崎県知事 大石 賢吾

1 海区漁場計画の公示の際の公示番号	令和6年長崎県告示第325号
2 免許番号	別表のとおり
3 漁業権者の住所及び氏名	別表のとおり
4 漁場の位置	別表のとおり
5 漁場の区域	別表のとおり
6 漁業の種類及び漁業時期	別表のとおり
7 存続期間	別表のとおり
8 個別漁業権又は団体漁業権の別	別表のとおり
9 条件	別表のとおり
10 その他	この告示の別表は、長崎県水産部漁業振興課において縦覧に供する。

長崎県告示第475号

令和6年9月1日付けをもって次のとおり長崎県北部海区における区画漁業を免許したので公示する。
令和6年9月3日

長崎県知事 大石 賢吾

1 海区漁場計画の公示の際の公示番号	令和6年長崎県告示第326号
2 免許番号	別表のとおり
3 漁業権者の住所及び氏名	別表のとおり

4 漁場の位置	別表のとおり
5 漁場の区域	別表のとおり
6 漁業の種類及び漁業時期	別表のとおり
7 存続期間	別表のとおり
8 個別漁業権又は団体漁業権の別	別表のとおり
9 条件	別表のとおり
10 その他	この告示の別表は、長崎県水産部漁業振興課、長崎県県北振興局商工水産部水産課において縦覧に供する。

長崎県告示第476号

令和6年9月1日付けをもって次のとおり五島海区における定置漁業及び区画漁業を免許したので公示する。
令和6年9月3日

長崎県知事 大石 賢吾

1 海区漁場計画の公示の際の公示番号	令和6年長崎県告示第327号
2 免許番号	別表のとおり
3 漁業権者の住所及び氏名	別表のとおり
4 漁場の位置	別表のとおり
5 漁場の区域	別表のとおり
6 漁業の種類及び漁業時期	別表のとおり
7 存続期間	別表のとおり
8 個別漁業権又は団体漁業権の別	別表のとおり
9 条件	別表のとおり
10 その他	この告示の別表は、長崎県水産部漁業振興課、長崎県五島振興局農林水産部水産課において縦覧に供する。

長崎県告示第477号

令和6年9月1日付けをもって次のとおり対馬海区における区画漁業を免許したので公示する。
令和6年9月3日

長崎県知事 大石 賢吾

1 海区漁場計画の公示の際の公示番号	令和6年長崎県告示第328号
2 免許番号	別表のとおり
3 漁業権者の住所及び氏名	別表のとおり
4 漁場の位置	別表のとおり
5 漁場の区域	別表のとおり
6 漁業の種類及び漁業時期	別表のとおり
7 存続期間	別表のとおり
8 個別漁業権又は団体漁業権の別	別表のとおり
9 条件	別表のとおり
10 その他	この告示の別表は、長崎県水産部漁業振興課、長崎県対馬振興局農林水産部水産課において縦覧に供する。

公 告**大規模小売店舗の変更事項届出（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年9月3日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウン夢彩都
長崎県長崎市元船町14番49 ほか
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社イズミ
広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (4) 変更の年月日
令和6年6月27日 ほか

2 届出年月日

令和6年8月20日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市経済産業部商業振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和6年9月3日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県南松浦郡新上五島町若松郷877番地5
浦辺 則雄
長崎県南松浦郡新上五島町若松郷802番地6
浦辺 満徳
- (2) 加入区
神部加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
神部漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県南松浦郡新上五島町若松郷639番地
神部漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和6年9月3日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県対馬市上県町越高293番地
春田 次雄
長崎県対馬市上県町越高198番地
小野 政門
- (2) 加入区
伊奈加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
上県町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県対馬市上県町鹿見字京ヶ崎13番地3
上県町漁業協同組合

砂利採取業務主任者試験の実施（公告）

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和6年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和6年9月3日

長崎県知事 大石 賢吾

1 試験の実施期日

実施日時 令和6年11月8日（金曜日）午前10時から
試験時間 2時間
午前9時50分から試験について説明を行うので、午前9時45分までに受付を終えること。

2 試験の実施場所

長崎市尾上町3番1号
長崎県庁 3階 315会議室

3 試験科目

- (1) 砂利の採取に関する法令
- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 受験願書の受付期間及び提出先

受付期間 令和6年10月11日（金曜日）から令和6年10月25日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

提出方法 持参又は郵送による（郵送の場合、令和6年10月25日の消印まで有効とする。）。

提出先 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
長崎県土木部監理課 砂利・採石業指導班

5 受験手数料

8,100円（受験願書に長崎県収入証紙をはり付けて納付すること。）

6 その他

- (1) 受験希望者で願書を必要とする場合は、長崎県土木部監理課又は最寄りの振興局建設部、土木維持管理事務所、長崎港湾漁港事務所に申し込むこと。
- (2) 受験願書提出に際しては、受験者本人の写真（願書提出前6月以内に撮影した正面上半身像で、大きさは縦6cm×横4cm、裏に撮影年月日、氏名及び年齢を記入。）2枚及び110円切手を貼った返信用封筒を添付すること。

公安委員会規則

長崎県公安委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月3日

長崎県公安委員会委員長 安部 恵美子

長崎県公安委員会規則第9号

長崎県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

長崎県公安委員会運営規則（平成13年長崎県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この規則は、警察法（昭和29年法律第162号。以下「法」という。）第45条の規定に基づき、長崎県公安委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（委員会の権限行使）</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 委員会は、本部長から法第43条の2第1項又は前項の指示に基づいて執った措置について必要な報告を徴するものとする。</p> <p>（定例会）</p> <p>第4条 定例会は、原則として毎週1回日時を定めて開催するものとし、委員長がこれを招集する。</p> <p>（臨時会）</p> <p>第5条 臨時会は、臨時に必要なときは、委員長がこれを招集する。</p> <p><u>2 委員は、必要があると認めるときは、委員長に対して臨時会の招集を求めることができる。この場合においては、委員長は、臨時会を招集しなければならない。</u></p> <p><u>3及び4 略</u></p> <p>（会議の定足数）</p> <p>第6条 会議は、委員の2人以上が出席しなければ、これを開くことができない。</p> <p>（委員長代理）</p> <p>第9条 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>（委員以外の会議出席）</p> <p>第10条 本部長は、会議に出席するものとする。ただし、委員会から出席を免除されたときは、この限りでない。</p> <p>2 本部長は、委員会の承認を得て、部下職員を会議に出席させることができる。</p> <p><u>3 委員会は、前2項に定めるもののほか、必要と認める者に会議への出席を求めることができる。</u></p>	<p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この規則は、警察法（昭和29年法律第162号。以下「法」という。）第45条の規定に基づき、長崎県公安委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、<u>法に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>（委員会の権限行使）</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 委員会は、本部長から法第43条の2第1項又は前項の規定による指示に基づいてとった措置について必要な報告を徴するものとする。</p> <p>（定例会）</p> <p>第4条 定例会は、毎週1回日時を定め、公安委員会会議室において開催するものとし、委員長がこれを招集する。<u>ただし、必要があるときは委員長が定める他の場所で開くことができる。</u></p> <p>（臨時会）</p> <p>第5条 臨時会は、委員長が必要があると認めるとき又は委員の請求のあったとき委員長が招集する。</p> <p><u>2及び3 略</u></p> <p>（会議の定足数）</p> <p>第6条 会議は、委員の2人以上が出席しなければこれを開くことができない。</p> <p>（委員以外の会議出席）</p> <p>第9条 本部長は、<u>定例会及び委員長の要求する臨時会</u>に出席するものとする。</p> <p>2 本部長は、委員長の承認を得て、部下<u>その他の警察職員</u>を会議に出席させることができる。</p> <p>（委員長代理）</p> <p>第10条 委員長に事故がある時は、委員長のあらかじめ指名する委員がその職務を代行する。</p> <p>（委員会の庶務）</p> <p>第13条 委員会の庶務は、警察本部総務課公安委員会補佐室において行う。</p>

<p>(会議録)</p> <p>第13条 会議の開催日時、出席者及び会議の概要は、別記様式の会議録に記載しなければならない。</p> <p>2 会議録は、長崎県警察本部警務部総務課公安委員会補佐室において調製し保存する。</p>	<p>(会議録)</p> <p>第14条 委員会の会議の開催日時、出席者及び会議の概要は、別記様式の会議録に記載しなければならない。</p> <p>2 会議録は、警察本部総務課公安委員会補佐室において調製し、保存する。</p>
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五)
二二二
二二四

印刷所
長崎市榊島町八番十二号

株式会社
寺クイックプリン
田宏
弥ト